

# 慶 弔 規 程

社会福祉法人元気の里とかち

## 慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかちの役員及び全職員(勤続年数3年以上の者)、並びに入居者(利用者)の慶弔について定めることを目的とする。

(種 類)

第2条 慶弔の種類は次のとおりとする。

- |                              |              |
|------------------------------|--------------|
| (1) 職員が結婚したとき                | 10,000円      |
| (2) 役員及び職員が傷病入院14日以上るとき      | 10,000円      |
| (3) 役員及び職員並びに関係者等と入居者が死亡したとき |              |
| ア 役員及び職員が死亡したとき              | 20,000円ほかに供花 |
| イ 役員及び職員の配偶者が死亡したとき          | 10,000円ほかに供花 |
| ウ 役員及び職員の子が死亡したとき            | 10,000円      |
| エ 役員及び職員並びに配偶者の父母が死亡したとき     | 10,000円      |
| オ 役員及び職員の同居の親族が死亡したとき        | 5,000円       |
| カ 入居者が死亡したとき                 | 10,000円      |
- (入所系で現に契約が継続している場合のみ適用する)

第3条 特別の事情ある者は、前条の金額を理事長が別に定めることができる。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。